ケアプランセンターはればれ運営規定

（事業の目的）
第 1 条　この規定は、株式会社群尚サービスが開設するケアプランセンターはればれ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）
第 2 条　事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めることとする。
1　要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮することとする。
2　利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう、配慮すること。
3　利用者の意志及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することの内容ないよう、公正中立に行うこと。
　事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等とのの連携に努めるものとする。

（事業所の名称）
第 3 条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
（1）名　称　　ケアプランセンターはればれ
（2）所在地　　高崎市金古町 207 番地 10　東-4

（従業者の職種、員数及び職務の内容）
第 4 条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
（1）管理者：　主任介護支援専門員　1 名
　　管理者は、事業所の従業員の管理及び業務を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
（2）主任介護支援専門員　2 名（常勤 1 名管理者と兼務）
　　指定居宅介護支援の提供に当たる。
（3）介護支援専門員　　1 名
　　指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）
第 5 条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
（1）営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。

（2）営業時間　午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
（3）電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（通常の事業の実施地域）
第 6 条　通常の事業の実施地域は、高崎市、前橋市、渋川市、吉岡町、榛東村の区域とする。

（指定居宅介護支援の内容）
第 7 条　指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。
（1）居宅サービス計画作成
（2）指定居宅サービス事業所等との連絡調整
（3）介護保険施設への紹介
（4）利用者に対する相談援助業務
（5）その他の居宅会議支援業務
（6）その他利用者に対する便宜の提供

（指定介護支援の提供方法）
第 8 条　指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。
（1）利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅、もしくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。
（2）使用する課題分析票の種類は、ＨＤＳ－ＨＣ方式とする。
（3）サービス担当者会議の開催場所は、事業所内の会議室、居宅、または入所施設及び入院施設とする。
（4）事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス経過の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にも乗るものとする。

（利用料）
第 9 条　利用料は次のとおりとする。
（1）指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が、法定代理受容サービスであるときは、利用者からは利用料は徴収しないものとする。
（2）次条の通常の事業実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業実施地域を越えてから概ね片道 1ｋｍごとに 100 円を徴収する。
（3）前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（苦情処理）
第 10 条　事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。
1　事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。
2　提供した指定居宅介護支援に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、

市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
4　提供した指定居宅介護支援に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
5　提供した指定居宅介護支援に関する利用者からの苦情に関して、市町村が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（虐待防止に関する事項）
第 11 条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の各号に揚げる措置を講じるものとする。
（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
（2）虐待の防止のための指針を整備する。
（3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
（4）前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（個人情報の保護）
第 12 条　利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
2　事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での居宅介護支援サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族の同意を得るものとする。
3　従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
4　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（衛生管理等）
第 13 条　事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。
（1）事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のため対策を検討する委員会をおおむね半年に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
（2）事業所における感染症の予防および蔓延防止のための指針を整備する。
（3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防および蔓延防止のための研修および訓練を定期的に実施する。

（業務継続計画の策定等）
第 14 条　事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施するものとする。
3　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（就業環境の確保）
第 15 条　事業所は、適切な居宅介護支援事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就労環境を害されることを防止するための方針を明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（その他運営に関する重要事項）
第 16 条　事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
（1）採用時研修　採用後 6 か月以内
（2）継続研修　年 2 回
2　事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保持するものとする。
3　この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社群尚代表取締役と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。
4　提供するサービスの第三者評価については、実施していない。

附　則
この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
令和 7 年 2 月 18 日　改定
令和 8 年 3 月 1 日　改定
令和 8 年 7 月 7 日　改定